

議案第71号

新居浜市職員の再任用に関する条例及び新居浜市職員の退職手当に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の再任用に関する条例及び新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部  
を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年8月31日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の再任用に関する条例及び新居浜市職員の退職手当に関する  
条例の一部を改正する条例

(新居浜市職員の再任用に関する条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第4号）の一部を次のよ  
うに改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第25  
条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条  
の3第1項第4号」に改める。

(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市職員の退職手当に関する条例（昭和35年条例第12号）の一部を次  
のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条  
第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改め  
る。

## 附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

### 提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、用語の定義を定める引用法令が改められたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。